

公 告

下記のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告します。

令和 8 年 8 月 13 日

北川村長 上村 誠

記

第1 入札に付する事項

1 工事名（工事番号）	平鍋地区小水力発電施設整備工事（小水力 第 15 号）
2 工事場所	安芸郡北川村平鍋
3 工事の概要	土木工事 N=1 式、建築工事 N=1 式、電気・通信工事 N=1 式、 水車機器工事 N=1 式
4 工事日数（完成期限）	令和 11 年 3 月 28 日
5 予定価格	事後公表
6 審査方式	事前審査方式 当該工事の入札に参加しようとする者は、令和 8 年 8 月 24 日（月）までに村長に一般競争入札参加資格確認申請書（様式 1）を提出し、入札参加資格の有無についての確認を受けなければならない。 入札参加資格の確認は申請書等の提出期限をもって行い、その結果、入札参加資格なしと認められるものについては、別添により FAX で通知する。この通知のない者については入札参加を認めるとし、入札参加資格確認通知は行わない。
7 落札方式	一般競争入札
8 申請手続	北川村役場 経済建設課による。 自主結成された特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）の代表構成員が経済建設課で申請を行うものとする。なお、申請にあたっては、共同企業体名を入力すること。
9 入札手続	北川村役場 2 階 第一会議室 の入札会場による。 自主結成された特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）の代表構成員が入札会場に入札を行うものとする。なお、入札にあたっては、共同企業体名を入力すること。
10 最低制限価格	事後公表

第2 入札参加資格

この工事の入札に参加できる者は、次に掲げる要件を満たすものであること。

- 1 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項の規定に該当しない者。
- 2 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく会社更生手続開始の申立て、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成 11 年法律第 158 号）に基づく特定債務等の調整に係る調停の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てのいずれも行っていない者であること。その手続を行った者にあつては、その手続開始後に村長が別に定める手続により北川村及び高知県建設工事競争入札参加資格の再認定を受けている者。
- 3 公告の日以後落札決定前の間に、北川村及び高知県の建設工事指名停止等の措置を受けていない者。
- 4 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 8 条第 15 号及び北川村及び高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程（平成 23 年 3 月高知県訓令第 1 号）第 2 条第 2 項第 5 号に掲げる排除措置対象者に該当しない者。
- 5 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

なお、本工事に一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者の間において以下の基準に該当する資本関係又は人的関係がある場合には、当該資本関係又は人的関係がある全ての者の入札参加資格を認めないこととする。

（1）資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。

- （ア）子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう、以下同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- （イ）親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

（2）人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、（ア）については、会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。以下同じ。）である場合を除く。

- （ア）一方の会社等の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

1）株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- （i）会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- （ii）会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- （iii）会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役
- （iv）会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役員

- 2) 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- 3) 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
- 4) 組合の理事
- 5) その他業務を執行する者であつて、1) から 4) までに掲げる者に準ずる者
- (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合
- (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- (3) その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合
 - 組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合、その他上記（1）又は（2）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。
- 6 この工事の入札に参加できる者は、下表に定める要件をすべて満たす者であること。
 なお、以下に示す共同企業体（構成員 2 者）により参加できるものとする。

1 共同企業体の要件	1 各構成員の出資比率は当該共同企業体の出資総額の 30%以上であり、かつ、代表構成員の出資比率は他の構成員と同等以上であること。 2 この入札において、各構成員は同時に他の入札参加者の共同企業体構成員となっていないこと。 3 各構成員は中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）第 3 条に規定する組合でないこと。 4 構成員の内 1 社は、北川村に事務所又は営業所を設置している会社とすることとし、他構成員は、北川村に事務所又は営業所を設置していない会社とすること。		
2 代表構成員の要件	企業要件	資格等	ア 土木一式において令和 8・9 年度高知県建設工事競争入札参加資格を有する者であり、かつ、建設業法第 27 条の 23 第 1 項の規定による経営事項審査の土木一式の総合評定値（総合評点）が 850 点以上のものであること。なお、当該審査基準日は申請書の提出日以前の 1 年 7 月以内の日（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者については、審査基準日が手続開始決定日以降であり、かつ、申請書の提出日以前 1 年 7 月以内の日）であること。 また、総合評定値（総合評点）は、高知県建設工事競争入札参加資格決定通知に記載されている総合点数とは異なるので注意すること。 イ 土木一式に関して、建設業法第 3 条第 1 項第 2 号の規定による特定建設業の許可を受けている者であること。

		施工実績	アからオまでの要件を一契約ですべて満たす工事の施工実績を有する者。 ア 平成 20 年度以降に、元請として完成・引渡しが完了したものであること。 イ 工事の発注者が国又は地方公共団体等であること。 ウ 受注形態が単体又は出資比率が 20%以上の共同企業体であること。 (出資比率について、WTO 対象工事等の大型工事についてはこの限りではない。) エ 最終請負金額(税込)が 1 億円以上であること。 オ 土木一式工事であること。
		配置技術者要件	ア この工事に監理技術者として専任配置できる者であって、いわゆる経營業務の管理責任者(建設業法第 7 条第 1 号若しくは第 15 条第 1 号に規定されるもの)又は営業所の専任技術者(第 7 条第 2 号若しくは第 15 条第 2 号に規定されるもの)でないこと。(いずれの場合も許可業種は問わない) イ この公告の日以前に代表構成員に採用され、申請時に引続き 3 か月以上雇用されている者であること。 ウ 1 級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であって、土木一式工事における監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
		従事実績	企業要件の施工実績に掲げる工事への従事実績は問わない。
3 その他の構成員の要件	企業要件	資格等	高知県内に建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 3 条第 1 項に規定する営業所のうち主たる営業所を置く者で、土木一式について令和 6 年度高知県建設工事競争入札参加資格を有し、かつ、建設業法第 27 条の 23 第 1 項の規定による経営事項審査の土木一式の総合評定値(総合評点)が 800 点以上のものであること。なお、当該審査基準日は、申請書の提出日以前 1 年 7 月以内の日(会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者については、審査基準日が手続開始決定日以降であり、かつ、申請書の提出日以前 1 年 7 月以内の日)であること。 また、総合評定値(総合評点)は、高知県建設工事競争入札参加資格決定通知に記載されている総合点数とは異なるので注意すること。

	配置技術者要件	資格等	ア この工事に主任技術者として専任配置できる者であって、いわゆる経営業務の管理責任者（建設業法第7条第1号若しくは第15条第1号に規定されるもの）又は営業所の専任技術者（第7条第2号若しくは第15条第2号に規定されるもの）でないこと（いずれの場合も許可業種は問わない。）なお、建設業法施工令（昭和31年政令第273号）第27条第2項の規定の適用の可否について質疑がある場合は、共通事項第3の2に準じて、申請書等の提出期限までに問い合わせること。 イ この公告の日以前にその他の構成員に採用され、申請時に引続き3か月以上雇用されている者であること。 ウ 1級土木施工管理技士、2級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
--	---------	-----	---

第3 入札日程等に関する事項

1 申請書等の様式取得・提出	提出期間	公告の日から令和8年8月24日（月）までに北川村経済建設課へ持参又は郵送による提出すること。なお提出期限は、最終日の午後5時とする。
	提出方法	持参又は郵送
	掲載場所	北川村ホームページ
2 設計図書の閲覧方法		北川村ホームページ
3 設計図書等の質疑	提出先	持参、郵送、下記のメールアドレスのいずれかに送付すること。 kensetsu@vill.kitagawa.lg.jp
	提出期間	令和8年8月24日（月）午後5時
	回答期限	令和8年8月26日（水）午後5時
4 入札日時及び方法	入札日時	令和8年8月31日（月）午後2時
	入札方法	紙媒体による。
5 入札及び開札会場		北川村役場 2階 第一会議室
7 無効入札		(1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札。 (2) 委任状を持参しない代理人のした入札。 (3) 入札書の金額を訂正した入札又は金額未記入の入札。 (4) 入札者の記名及び押印を欠く入札。 (5) 誤字脱字等により、その意思表示が不明瞭である入札。 (6) 明らかに談合によると認められる入札。 (7) 同一事項の入札について他の入札者の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札。 (8) 所定の入札箱に投かんしなかった入札。 (9) その他入札に関する諸条件に違反した入札。
8 失格入札		最低制限価格を下回った価格の入札は失格とする。
9 入札参加資格の喪失		次の（1）及び（2）に掲げる者のいずれかに該当した者は、この工事の入札に参加できない。既に入札を行った入札参加者について

		は、失格とする。 (1) 公告の日以後落札決定前の中に入札参加資格のいずれかを満たさなくなった者。 (2) 入札参加資格申請において、虚偽の申請をしたことが判明した者。
10 落札の決定方法		予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。 ただし、工事又は製造の請負契約において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため、あらかじめ最低制限価格を設けたときは、予定価格と最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。 2 前項の場合において、落札となる入札があったときは、工事名又は工事番号、入札記載金額に、100 分の 10 を加算した金額で落札した旨及び落札者を宣言して決定する。 3 落札となるべき同価の入札をした者が、2 人以上あるときは、直ちにくじを引かせて落札者を決定する。
11 追加書類 (落札候補者のみ)	提出先	北川村経済建設課へ持参又は郵送すること。
	提出期限	落札候補者となった旨の通知を受けた日の翌日から起算して 3 日目の午後 5 時（いずれの日も閉庁日を除く）。

第 4 提出書類一覧

区分	様式・資料
申請書等 (申請時に添付する書類)	1 一般競争入札参加資格確認申請書 (様式 1) 2 一般競争入札参加資格確認申請書に記載の添付資料
追加書類 (落札候補者が提出する書類) ※持参又は郵送	1 配置予定技術者名簿 (様式 3) 及びその挙証資料 2 配置予定技術者の重複について (様式 4) (※該当する場合のみ。) 3 令和 8・9 年度高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書の写し 4 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書 (経営事項審査結果通知書) の写し 5 代表構成員の特定建設業許可の写し 6 協定書 (様式 5) 7 使用印鑑届 (様式 6) 8 委任状 (様式 7)

第 5 入札保証

免除する

第6 契約保証

この工事の落札者は、工事請負契約の締結に当たり、契約の保証として請負代金額の10分の1以上の金額を保証する次の各号のいずれかを納付し、又は提出しなければならない。

- 1 保証金（現金に限る。）
- 2 債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する金融機関又は保証事業会社の保証書
- 3 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険による保証に係る証券
- 4 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券

第7 その他の留意事項

- 1 この入札への参加者は、心得を了知すること。
- 2 この入札は、入札参加資格確認申請を行った者がいない場合又は入札辞退等により入札参加者がなくなった場合には行わない。ただし、入札参加資格確認申請を行った者が1者のときは、当該入札参加者が入札を辞退し、又は入札参加資格を喪失しない限りは、入札を行う。
- 3 この入札において一度提出された入札書は、差し替えや訂正等を行うことはできない。
- 4 この入札において提出された申請書等及び追加書類は返却しない。また、提出期限後の差し替えや訂正等は認めない。
- 5 申請書等及び追加書類の作成及び提出に係る費用は申請者の負担とする。
- 6 申請書等及び追加書類は、入札参加資格の確認以外の目的では使用しない。必要によりこれを前記以外の目的で使用するときは、あらかじめ申請者の承諾を得るものとする。
- 7 入札参加者への入札参加資格有無があること又はないことの通知は、落札候補者を失格とした場合の失格通知を除き、個別には行わない。
- 8 申請書等及び追加書類への虚偽の記載が判明した場合には、当該申請を無効とするとともに、指名停止の措置を行うことがある。
- 9 契約締結までの間（仮契約締結後の本契約成立までの間を含む。）に次のいずれかに該当した場合には、落札決定を取り消すこと又は契約を締結しないことがある。
 - （1）北川村及び高知県の建設工事指名停止等の措置を受けたとき。
 - （2）建設業法第28条第3項又は第5項の規定による営業停止処分を受けたとき。
 - （3）北川村及び高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当したとき。
 - （4）その他の事由により第1又は個別事項に定める入札参加資格要件のいずれかを喪失したとき。
- 10 落札者は、契約締結の前に、工事施工中常駐させる現場代理人及びこの入札の参加資格確認申請で提出した配置予定技術者について、別に定める「現場代理人・技術者届」により届け出なければならない。別途指定する日までに届出がない場合には、落札決定を取り消すことがある。また、契約締結後に現場代理人の常駐又は専任の技術者の配置が困難となった場合には、契約を解除することがある。
- 11 落札者は、契約締結時に中間前金払又は部分払のいずれかの支払方法を選択できる。ただし、契約締結後の支払方法の変更は、認めない。
- 12 この入札の手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。

- 13 この工事においては、原則として、建設業者（建設業法第2条第3項に定める建設業者をいう。以下同じ。）のうち次の（1）から（3）までに定める届出の義務がありながらそれを履行していない者（以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を、受注者が直接下請契約を締結する場合の相手方（以下「一次下請業者」という。）とすることを認めず、これを契約書において定めるものとする。

なお、一次下請業者が社会保険等未加入建設業者であることが判明した場合には、契約書に別途定める違約金としての制裁金の請求の措置を取ることがある。

（1）健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

（2）厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

（3）雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

- 14 この工事における監理技術者等の工期途中での交代は、監理技術者等の死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等の場合や、受注者の責によらない契約事項の変更に伴う場合、工場から現地へ工事の現場が移行する場合や工事工程上技術者の交代が合理的な場合などを基本とし、受発注者間で合意した場合とする。

第8 入札実施機関（問い合わせ先）

〒781-6441 高知県安芸郡北川村野友甲 1530 番地

北川村役場 経済建設課契約担当

電話 0887-32-1222

FAX 0887-32-1234

E-mail kensetsu@vill.kitagawa.lg.jp

第9 その他事項

- 1 この工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）」に基づき分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事であること。
- 2 質疑書等に基づき設計内容の軽妙な変更を行うこともあるので、質疑に対する回答書等を踏まえて入札すること。
- 3 この工事に係る設計業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設事業者でないこと。